

教 高 ー 2 1 9 8
令和 3 年 1 2 月 1 日

各県立高等学校長 様

教 育 長

冬季休業に係る生徒指導等の充実について（通知）

冬季休業を迎えるに当たり、生徒が冬季休業の意義を十分理解し、安全で充実した生活を送れるよう、生徒指導、学校事故の防止及び新型コロナウイルス感染症対策の一層の充実が望まれます。

ついては、家庭や関係機関とも連携し、次の事項について指導を徹底するよう願います。

◎ 冬季休業中及びその前後における感染症対策の充実

- ・マスクの着用や手洗いの徹底、換気など基本的な感染症対策を継続すること。
- ・3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」の意識化を図ること。

1 生徒指導の充実

(1) 悩みを抱える生徒等への支援

- ① 一人一人の生徒に対するきめ細かな観察を行い、生活状況や言動、体調等の変化を見逃さないようにする。
- ② 命の大切さについて、生徒の心に響く具体的な指導・支援を行い、自分及び他者を尊重する心と態度を身に付けられるようにする。
- ③ 不登校生徒や悩みを抱える生徒等については、本人との面談や家庭との連絡を密にするとともに、冬季休業中も相談体制を確立し、必要に応じて家庭訪問等をするなど、適切な指導・支援を行う。
- ④ いじめの防止等については、その取組をホームページや学校だより等で保護者に周知し、共通認識をもって取り組む。
また、いじめの未解消事案については組織的に対応し、早期解決を図る。

(2) 交通安全指導

- ① 降雪時及び積雪時の自転車等の利用をしないよう指導する。

- ② 家族の運転する自動車以外には絶対に乗らないよう指導する。
- ③ 自動車の運転免許を取得した生徒については、免許証や自家用車の鍵の管理等について、保護者に協力を要請するとともに安全指導の徹底を図る。
- ④ 原動機付き自転車、自動二輪車、普通自動車等の無免許運転や暴走行為などの違法行為の根絶を図る。

(3) 問題行動の防止及び健全育成

- ① 万引き等の窃盗、飲酒、喫煙、薬物乱用等は不良行為であるという認識を徹底させ、その防止に努める。
- ② いじめや暴力行為の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ③ 家庭とも連携し、規律ある生活習慣の確立と規範意識の向上を図り、家出や無断外泊、深夜徘徊の防止に努める。
- ④ 情報モラル教育の充実に努め、特に、SNS等への個人情報の不用意な公開、誹謗中傷等の不適切な書き込み、不適切な画像や動画を所持・拡散する行為、不正に作成したアカウントによる通信行為など、犯罪に結び付く可能性のある行為を行わないよう指導を徹底する。
- ⑤ アルバイトを許可する場合には、職種の安全性や健全性、学習との関わり等に十分留意し、保護者、雇用主及び学校の連携を密にする。
- ⑥ 豊かな人間性や社会性を育むため、地域の行事やボランティア活動等への積極的な参加を奨励する。

(4) わいせつ被害等の防止

- ① 複数で行動したり、人通りの少ない所を避けるなど、わいせつ被害に遭わないよう指導する。
- ② 合宿などで宿泊する際は、窓の施錠を確実に行うよう指導する。
- ③ スマートフォン等の不適切な使用により、犯罪に巻き込まれる危険性があることを生徒に十分認識させるとともに、ネット上で知り合った相手に不用意に会うことのないよう指導する。
- ④ 性に関する正しい知識と判断力を身に付け、適切な判断と行動ができるよう「性に関する指導」を強化し、性の逸脱行為の防止に努める。

(5) 「こころ 姿 振る舞い さわやか高校生運動」について

- ① 列車等の公共交通機関において他の乗客への迷惑にならないよう、マスクを着用するとともに乗車マナーを守るよう指導する。
- ② 校内外のあらゆる場面で品位ある態度と整容で行動し、特に公共の場においては、マスクを着用するとともに周囲に配慮した言動を心掛けるよう指導する。

(6) 安全指導

- ① スキー、スノーボード、スケート等のウィンタースポーツにおける事故防止について注意喚起する。
- ② 部活動における事故防止と健康管理に留意する。
- ③ 部活動等で帰りが遅くなる生徒の帰宅方法等について、顧問や担任が確認するなど、登下校時における安全を確保する。

2 学校事故の防止

(1) 学校施設・設備の安全点検等

- ① 生徒の安全確保のため、施設・設備の安全点検を確実に行う。
- ② 不審者の侵入防止のため、窓やドアの施錠を確実にするなど、学校施設の管理を厳重に行う。
- ③ 事故や災害が発生した場合は速やかに適切な措置がとれるよう、危機管理マニュアルの確認と安全点検を行い、職員及び生徒等への周知徹底を図る。

(2) 物品等の管理

管理簿の整備や保管場所の確実な施錠により、危険な薬品や備品等の盗難防止に努める。

【参考資料】

- ・ 高等学校等における生徒の運転免許の取得に係る留意事項等について（通知）
(平成30年9月11日付け教高－1708)
- ・ 児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）
(令和3年6月24日付け教高－941)
- ・ 運動部活動運営・指導の手引
(平成30年8月 秋田県教育委員会発行)
- ・ 文化部活動運営・指導の手引
(平成31年3月 秋田県教育委員会発行)

担 当 高校教育課指導班

TEL (018) 860－5165

FAX (018) 860－5808